

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 6月22日
【会社名】	株式会社ぐるなび
【英訳名】	Gurunavi, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 久保 征一郎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	(03)3500-9700 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 管理本部長 飯塚 久夫
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
【電話番号】	(03)3500-9700 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 副社長執行役員 管理本部長 飯塚 久夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月21日開催の当社第28回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月21日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金22円 総額 1,028,511,902円

効力発生日 平成29年6月22日

第2号議案 定款一部変更の件

目的の追加

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業の目的事項を追加するとともに、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うもの。

責任限定契約の締結対象者の拡大

業務執行取締役等でない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役とも責任限定契約を締結できるよう、現行定款第27条第2項及び第36条第2項の一部を変更するもの。

第3号議案 取締役11名選任の件

取締役として、滝久雄氏、久保証一郎氏、飯塚久夫氏、齊藤美保氏、垣内美都里氏、山田晃久氏、月原紘一氏及び見並陽一氏を再選し、中森慶氏、越川直紀氏及び白井めぐみ氏を新たに選任する。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役として、鈴木清司氏を新たに選任する。

第5号議案 監査役の報酬額改定の件

監査役の報酬額を年額50百万円以内に改定する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	386,703	178	1,521	(注)1	可決 (96.24%)
第2号議案	386,493	388	1,521	(注)2	可決 (96.19%)
第3号議案					
滝 久雄	376,967	9,914	1,521	(注)3	可決 (93.82%)
久保 征一郎	385,696	1,185	1,521		可決 (95.99%)
飯塚 久夫	385,738	1,143	1,521		可決 (96.00%)
齊藤 美保	385,758	1,123	1,521		可決 (96.01%)
垣内 美都里	385,755	1,126	1,521		可決 (96.01%)
山田 晃久	385,760	1,121	1,521		可決 (96.01%)
中森 慶	385,610	1,271	1,521		可決 (95.97%)
越川 直紀	385,733	1,148	1,521		可決 (96.00%)
臼井 めぐみ	385,737	1,144	1,521		可決 (96.00%)
月原 紘一	383,384	3,497	1,521		可決 (95.42%)
見並 陽一	383,738	3,143	1,521		可決 (95.50%)
第4号議案					
鈴木 清司	376,857	10,024	1,521	(注)3	可決 (93.79%)
第5号議案	386,429	452	1,521	(注)1	可決 (96.17%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上